

# 三重県立総合医療センター設備総合管理業務仕様書

## 第1 一般事項

### 1 総記

この仕様書は、三重県立総合医療センターの電気・機械設備の運転・保守・管理業務の大要を示すもので、本書に記載のない事項であっても現状に応じ、発注者（以下「甲」という。）が保守上必要と認めた作業は、委託金額の範囲内で受注者（以下「乙」という。）が実施するものとする。

(1) 本業務は、令和4年10月1日0時から令和7年3月31日24時まで実施するものとする。

(2) 乙は、契約図書に基づき遅延なく誠実に本業務を実施するものとする。

(3) 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(4) 乙は、発注者の事業運営に協力しなければならない。

(5) 乙は、業務の履行に当たっては関係法規を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

乙は、関係法令上の事業主、使用者としてすべての責任を負うものとする。

(6) 病院施設であることを考慮し、円滑な病院運営及び病院環境の確保に万全を尽くし、患者、来院者、電話の相手方に対し、言語動作に注意し節度ある態度で業務を行うものとする。

(7) 仕様書等契約図書及び仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

### 2 用語の定義

業務仕様書等に記載無き事項及び用語の定義は「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成30年版）による。

### 3 受注者の負担

(1) 業務に従事する者（以下「技術者等」という。）の制服、備品、什器等の消耗品に関する費用は乙の負担とする。

(2) 甲は、必要最低限の技術者等控室、電話機、光熱水費を無償で乙に提供するものとし、乙は、これらを常に善良な管理者としての注意を持って維持保全しなければならない。

(3) 技術者等の労務管理に関する費用一切は、乙の負担とする。

### 4 監督員

(1) 甲は、この契約について監督員を定め、乙に書面をもって通知を行う。監督員を変更したときも同様とする。

(2) 監督員は、契約図書に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督員に委任したもののが次に掲げる業務を行うものとする。

ア 契約の履行についての乙又は乙の実施責任者に対する指示、承諾、通知又は協議

イ 本契約及び仕様書に基づく業務実施のための資料の作成及び関連図書類、技術資料の提供等

ウ 乙が作成した図書類の承諾、受理

エ 本契約及び仕様書に基づく業務の管理、業務実施時の立会い等

(3) 前項に定める指示又は承諾は、原則として書面で行わなければならない。ただし、緊急を要する場合や軽微な事項については、この限りではない。

(4) この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、監督員を経由して行うものとする。

## 5 実施責任者の設置

乙は、委託業務の履行に関する責任者（以下「実施責任者」という。）として、相当程度以上の能力及び過去5年間に200床以上の規模を有する病院において1年以上の設備管理の経験を有する者を選任し、甲に書面で報告するものとする。

なお、実施責任者については常駐する有資格者と兼任出来ないものとする。また、責任者代理を予め選任するものとする。

## 6 実施責任者及び責任者代理の責務

- (1) 実施責任者は常駐し、業務の遂行全体について技術者等の指導監督をしなければならない。
- (2) 責任者代理は、実施責任者を補佐するとともに、実施責任者が不在となる場合はその職務を代行しなければならない。

## 7 業務の報告

### (1) 報告

実施責任者又は責任者代理は、次の場合、監督員に連絡又は報告するものとする。  
ア 本仕様書で定められた事項を報告するとき。  
イ 業務の実施が著しく困難となる事情が生じたとき。  
ウ その他連絡が必要と認められる事項が発生したとき。

### (2) 業務日誌

実施責任者又は責任者代理は、毎日の業務終了後速やかに業務日誌により従事内容を報告するものとする。また、日常運転管理及び定期点検の予定計画・実施報告、問題対応等に関して、適切な履行と迅速な報告に努めるものとする。

### (3) 保全計画管理

建築設備の安全性確保と性能維持による安定運用及び維持保全予算の適正化を目的として、管理対象とする設備機器個々の耐用年数・状態等を考慮した中期保全計画を作成し、提出すること。

### (4) エネルギーデータ計測

下記に掲げるエネルギー取引メータの遠隔測定または現場読み取り計測による消費データを月次収集し、年間使用量を報告する。計測対象とするデータは、管理対象の建物・施設で使用されるものとする。

- ア 燃料使用量
- イ 熱量使用量
- ウ 電気使用量
- エ 水道使用量

なお、蒸気以外の関連メータ及び収集周期等の計測要件に関しては、別途協議する。

## 第2 業務の実施

### 1 業務の対象及び内容（設備の概要）

- (1) 運転・保守・管理業務を委託する設備の概要  
① 受変電設備 キュービクル式変電設備

発電設備 非常用高压発電機、保守用低压発電機  
蓄電池設備 完全密閉式鉛蓄電池（非常用照明用、発電機起動用、UPS用）  
その他各種電気設備

- ② 空気調和設備 熱源：冷温水チラー  
ターボ冷凍機  
貫流ボイラー（厨房・滅菌・給湯・加湿用）  
空調：ファンコイル+エアハンドリングユニット  
クリーンファンユニット（空気洗浄用）  
パッケージ型空調機（EHP、GHP）  
換気：第1種換気方式（厨房、電気機械室）  
第2種換気方式（便所、浴室、倉庫等）
- ③ 医療ガス設備（液化酸素、圧縮酸素、圧縮窒素、亜酸化窒素、二酸化炭素）
- ④ 給排水衛生設備 給水：高置水槽動力給水方式（飲料用上水、洗浄用井水）  
地下水膜ろ過システム  
給湯：蒸気熱源中央給湯方式、電気式個別給湯方式  
排水：污水雑排水分流方式、貯留槽
- ⑤ 各種防災設備 自動火災報知設備、消火設備、排煙設備、非常放送設備
- ⑥ 中央監視設備（電気・空調）／自動制御設備（電気・空調・衛生）
- ⑦ 気送管搬送設備

## (2) 保守定期点検業務を委託する設備及び委託する測定等の概要

### 設備機器の保守点検

- ① 自家用発電設備
- ② 排水処理、除害施設
- ③ 直流電源装置
- ④ 井水、缶水、上水、水質検査
- ⑤ 空調用設備機器
- ⑥ 冷温水チラー（日常点検、冷暖切替対応）
- ⑦ ターボ冷凍機（日常点検）
- ⑧ 自動ドア設備
- ⑨ 電力中央監視設備
- ⑩ ボイラー設備（日常点検）

### 法による測定、検査等

- ① 大気汚染防止法に基づく煙道排ガス測定
- ② 建築基準法に基づく定期報告 建築物、建築設備、防火設備
- ③ 水道法に基づく受水槽・高架水槽の清掃
- ④ 消防法に基づく地下貯蔵タンク定期点検（漏洩検査）

## 2 勤務体制等

技術者等は中央監視室に常駐するものとする。技術者等の勤務時間等は次のとおりとする。ただし、緊急時及び災害時等の非常の際については、乙は甲の指示により、勤務時間等の変更を行わなければならない。また、甲が別途発注する設備の定期点検や修繕工事等の立会いについては、別途協議を行うものとする。その費用についても別途協議を行うものとする。勤務体系及び必要人数は、

下記を参照のこと。感染症発生時の対応及び事業継続計画についても提出を行うこと。

(1) 平日日勤者

- ① 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
- ② 必要人数 実施責任者もしくは責任者代理 1名  
技術者等 6名以上 内1名は電気主任技術者（代務者可）であること。
- ③ 勤務が必要な技術者等 電気主任技術者、電気工事士、危険物取扱者

(2) 土日・祝日・閉院日日勤者

- ① 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
- ② 必要人数 技術者等 2名以上
- ③ 勤務が必要な技術者等 電気工事士

(3) 夜勤者

- ① 勤務時間 午後5時15分～午前8時30分
- ② 必要人数 技術者等 2名以上
- ③ 勤務が必要な技術者等 電気工事士

### 3 業務の実施体制等

(1) 乙は、本仕様書により委託された設備の運転操作及び監視制御を行うこととし、次項に定める電気・機械設備保守管理の内容に基づき管理し、病院運営に支障のないよう万全を期して運転及び点検整備を計画的に行うものとする。

また、保守定期点検業務及び測定等については、法令に基づき実施し、設備等の稼働に支障のないよう計画的に行うものとする。

(2) 技術者等に必要な資格は次のとおりとする。

- ① 電気主任技術者・・・・・・第三種電気主任技術者以上の有資格者
- ② 危険物取扱者・・・・・・危険物取扱者甲種または乙種第4類の有資格者
- ③ 電気工事士・・・・・・第二種電気工事士以上の有資格者

その他、資格取得見込み等の者について技術者等として勤務させたい場合は、事前に経歴書等を提出し、業務内容について甲と協議を行うこと。

※①の技術者については、事前に資格証明書、経歴書等を提出すること。また、勤務者を変更する場合も同様に資格証明書等を事前に提出すること。

(3) 前項のうち、法律上選任される技術者等の資格は次のとおりとする。

なお、①の技術者については、他の技術者等と兼任できないものとする。

また、①の技術者については、代務者を選任すること。

①電気主任技術者・・・・・・過去5年間に1,000kW以上の規模を有する建物または過去5年間に200床以上の規模を有する病院において1年以上電気主任技術者として業務を誠実に履行した実務経験を有する者。

諸官庁に届出している技術者等を変更する場合は甲に通知のうえ、速やかに行うこと。

(4) 実施責任者（責任者代理含む）、電気主任技術者は乙が正規に雇用した社員であること。

(5) 技術者等は、中央監視室に常駐し、電気・機械設備の操作運転、監視制御及び記録を行い、操作、点検整備、修理等の必要に応じて適合場所で業務を行うこと。

(6) 運転・保守・管理に必要な諸官庁への技術者の届出、その他諸届出、受検申請についての手続きは、乙が行うこととし、それに要する費用は乙の負担とする。

(7) 保守管理に要する消耗品（オイル、バッテリー液等）及び基本的な諸工具（ドライバー等の基

- 本的工具、電気テスター等）については甲が支給及び配備するものとする。
- (8) 配置登録された技術者等は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の2の14に規定する自衛消防組織の業務に関する講習を乙の費用負担にて速やかに受講し、甲に報告すること。
- (9) 院内の個人情報等のデータ漏洩対策を実施しデータ等の漏洩が発覚した場合は速やかに監督員に連絡する。また情報機器に対するサーバー攻撃の防止対策策を実施すること。
- (10) 技術者等として業務に支障があると甲が認めた場合は、乙は技術者等を変更するものとする。

#### 4 実施計画

乙は、本仕様書及び関係諸法令等に基づく業務契約に関する実施計画書を策定し、契約締結後速やかに甲に提出し承認を得るものとする。また、提出後に変更が生じた場合は速やかに報告を上げ承認を得るものとする。

なお、特に次の事項については、実施計画書に必ず記載するものとする。

ア 保安管理組織図

イ 緊急連絡体制（感染症発生時の事業継続計画）

ウ 作業技術者等（有資格者）一覧

また、業務に従事させる者の1ヶ月の勤務割表および業務計画等を、前月末までに提出を行うこと。

#### 5 電気・機械設備保守管理の内容（院内保育所、看護師宿舎、医師公舎共用部分を含む）

原則として建物に常駐している技術者等により、設備の正常な運転及び運転を継続し行うための監視及び記録並びに日常点検及び保守を行い、病院の安全と衛生環境を確保する。

##### （1）一般保守管理業務

実施責任者は、日常業務の指導監督に当たるとともに次の管理業務全般の責任を負うものとする。

また、各設備に専門業者による修理を要すると認めたときは、速やかに意見を付して、甲の指示をうけるものとする。

- ① 保守管理作業計画の立案
- ② 外注工事の仕様書作成の支援、修繕工事の立会い
- ③ 常駐技術者等の指導監督
- ④ 各種日誌、記録表等の整理、検討、意見の具申等
- ⑤ 設備台帳の記録整理
- ⑥ 障害、事故等の処理報告
- ⑦ 物品の出納管理
- ⑧ 各種使用量の記帳、報告、意見の具申等
- ⑨ 各種統計資料、図面書類の作成保管及び報告文書の作成
- ⑩ 施設管理業務の補助及び代行
- ⑪ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく省エネ活動及び中長期計画書の作成支援
- ⑫ 漏電故障発生時などの緊急連絡体制の構築、対応マニュアルの作成。
- ⑬ 高効率熱源設備等導入による省エネルギー事業において設置された設備の効率的な運用に対する協力。

##### （2）電気設備管理業務

次に掲げる電気設備関係全般の運転及び保守管理を業務とし、別紙「日常巡視点検表」に従い巡

視点検し、常に電気設備を円滑に使用できるよう最善の努力を払うこと。また保守管理に伴う小修理（30分～1時間程度）並びに点検整備を行い、常に安全運転の確保に努め、特に専門業者による修理を要すると認めたときは、速やかに監督員に報告すること。

なお、自家用電気工作物保守管理協定書に定める電気主任技術者には、別に定める保安規程に基づき当該自家用電気工作物の保安確保に当たらせること。

① 自家用電気工作物保安規程に基づく外部一般点検及び年次点検の計画立案

② 電気設備日誌、各種指示値の記録、諸設備の巡回点検

③ 諸設備の運転及び保守管理

ア 受変電設備（受電電圧6,600V、契約電力1,840kW、定格容量4,570kVA）

イ 幹線設備（動力3φ3W400V・3φ3W200V、電灯1φ3W200/100V・非常照明DC100V回路）

ウ 自家発電設備

エ 蓄電池設備

オ 無停電電源装置

カ 直流電源装置

キ 電力監視用中央監視装置

ク 配電設備

ケ 動力設備

コ 照明、コンセント設備

サ 接地線設備

シ 避雷設備（棟上導体方式）

ス 中央集塵装置

セ 耐雷設備

ソ 外部（自転車置場、駐車場）

タ 太陽光発電設備

④ 次に掲げるものについては、各部署から点検、修理の要請があった場合に対応すること。

ア 電気時計

イ 電話設備

ウ 放送設備

エ 呼出設備

オ 照明、コンセント関係（電灯取替、コンセント摩耗修理等）

カ 投薬表示システム（表示用液晶モニタ及び操作用パソコン式）

キ テレビ共同聴視設備

ク 電気錠

ケ ITV設備（ITVテレビモニタ一式、ITVカメラ一式等）

コ 自動ドア設備

サ その他、一般家電製品

### (3) 冷暖房、給排気、給湯、空気調和設備管理業務

次に掲げる諸設備（付属設備を含む）の運転及び保守管理を業務とし、別紙「日常巡視点検表」に従い巡視点検し、常に諸設備を円滑に使用できるよう最善の努力を払うこと。また、これら諸設備のエネルギー費減少に努めるため、定期的に空気環境測定等を行ない、データを集計・分析し、省エネルギーを図る運転管理に努めること。

保守管理に伴う小修理（30分～1時間程度）及び点検整備を行い常に安全運転の確保に努め、

特に中間期の保守については万全の注意を払い、専門業者による修理を要すると認めたときは、速やかに監督員に報告すること。

① 冷暖房、給湯、ボイラー運転の実施期日及び実施時間は、別途指示する。

② 諸設備の運転並びに保守管理

ア ボイラー設備（日常点検、緊急対応）

イ 圧力容器設備

ウ 冷凍機設備（日常点検、緊急対応）

エ 空気調和設備

③ フィルターの点検

次のフィルタユニット及び空調換気扇、天井扇、有圧扇、排風口等について、毎月目視点検を行い、清掃及び交換の必要を認めたときは施設課に報告すること。

（不織布プレフィルター） 空調機用、ファンコイル用、クリーンルーム用、

クリーンフローユニット 1式

（ナイロン繊維不織布プレフィルター） ファンコイル用 1式

（サランネットプレフィルター） パッケージエアコン用 1式

また、バリセルフィルタ、HEPA フィルター、活性炭フィルターについても点検を行い、報告すること。

（4）医療ガス施設管理業務

次に掲げる医療ガス施設の運転及び保守管理を業務とし、常に医療ガス施設を円滑に使用し得るよう最善の努力を払うこと。

また、保守管理に伴う小修理（30分～1時間程度）を行い、常に安全運転の確保に努め、特に専門業者による修理を要すると認めたときは、速やかに監督員に報告すること。

① 液体酸素、気体酸素、笑気、窒素、二酸化炭素の自動切換装置の作動確認及び吸引、圧縮空気の自動交互追従運転の確認。

② 各種医療ガスの貯蔵量および設備の運転管理。

③ 医療ガス施設の故障、異常時の応急対応、連絡及び指示された事項の処置。

ア 高圧ガス貯蔵所

イ 医療ガス配管設備

④ 医療用ガスボンベの数量管理。

（5）給排水、衛生、除害、ガス、厨房、洗濯設備管理業務

次に掲げる諸設備（付属設備を含む）の運転及び保守管理を業務とし、別紙「日常巡視点検表」に従い巡視点検し、常に諸設備を円滑に使用できるよう最善の努力を払うこと。また、保守管理に伴う小修理（30分～1時間程度）を行い、常に安全運転の確保に努め、特に専門業者による修理を要すると認めたときは、速やかに監督員に報告すること。

① 給排水設備

② 衛生設備

便器、洗面器、手洗器、洗髪器、幼児用バス、流し台、汚物流し、

シャワーセット、水栓、ユニットバス、浴槽等

③ 除害設備

④ ガス設備

都市ガスにより検査室、厨房、ボイラー室、看護師寮、内視鏡棟に供給

⑤ 廉房設備

プレハブ冷凍庫・冷蔵庫、殺菌庫、厨芥処理機、回転釜、消毒保管庫、食器洗浄機等

(6) 洗濯設備

エレクトロラックスジャパン株 脱水洗濯機（ハイスピンドル）（W5240H）等

(6) 各種防災設備管理業務

次に掲げる諸設備（付属設備を含む）の運転及び保守管理を業務とし、別紙「日常巡視点検表」に従い巡視点検し、保守管理に伴う小修理（30分～1時間程度）を行い、特に専門業者による修理を要すると認めたときは、速やかに監督員に報告する。

① 技術者等は日頃から自動火災報知設備の機器操作、火災発生時における防災機器の操作手順等を把握し、警備員との連携を密とした訓練を随時行うこと。

② 消防計画に基づく自主点検を別紙「日常巡視点検表」に従い行うこと。

③ 諸設備の保守管理

- ア 自動火災報知設備
- イ 連結送水管、消火用散水栓、放水口設備
- ウ 誘導灯設備
- エ 防排煙設備
- オ ガス漏れ警報設備
- カ 非常用放送設備
- キ 消火器設備
- ク スプリンクラー設備
- ケ 泡消火設備（移動式）
- コ ハロン消火設備
- サ フード消火設備
- シ 院内保育所消防用設備
- ス 看護師寮消防用設備
- セ 医師公舎消防用設備

(7) 中央監視装置管理業務

次の中央監視装置での監視及び保守管理を業務とし、常に病院の設備を円滑に使用し得るよう最善の努力を払うこと。また、保守管理に伴う小修理（30分～1時間程度）を行い、常に設備の安全運転の確保に努め、特に専門業者による修理を要すると認めたときは、速やかに監督員に報告すること。

① 設備の異常を発見した場合は、その原因を究明し臨機の対応を行い、関係する各部署に連絡をすること。

② 各装置から得られる記録については、整理し報告すること。

- ア 電力中央監視装置
- イ 空調設備用自動制御機器

③ 中央監視装置のシステムデータは、月に一度バックアップデータを収集し、システムトラブル時に直近データ収集日時までのデータ復元を行う。

(8) エネルギー管理業務

乙は、甲のエネルギー管理員と連携し、室内環境課題やエネルギー使用状況、設備劣化状況など、建物の現状の可視化を行い、室内環境改善や省エネルギー化、設備保全計画などの各種対策を行うことを目的として下記の業務を行う。

① エネルギー使用量の集計

- ②省エネルギー及び電力需要削減に向けた調査
- ③エネルギーデータ分析
- ④省エネルギー及び電力需要削減対策立案
- ⑤調査・分析結果報告及び対策検討会の実施
- ⑥省エネルギー及び電力需要削減対策の実施報告

(9) 搬送設備管理業務

次に掲げる搬送設備の運転及び保守管理、これに伴う小修理（30分～1時間程度）を行い、特に専門業者による修理を要すると認めたときは、速やかに監督員に報告すること。

- ①運転状態の点検、監視。
- ②緊急時、非常時の安全確保のための措置、危険回避後の管理運転解除等の措置。

(10) その他電源設備に接続している各種機器

電源設備に接続している各種機器に故障が発生した場合、故障範囲の切り分けを行い、これに伴う小修理（30分～1時間程度）を行い、特に専門業者による修理を要すると認めたときは、速やかに監督員に報告すること。

## 6 営繕業務

(1) 適用範囲

病院建物及び附属施設の営繕業務を行う。

(2) 営繕業務の内容

- ①医療ガスボンベの配布および回収。ボンベ庫の整理および数量管理。
- ②ヘリポートの日常点検。ヘリコプター飛来時の灯火、エレベーター等の操作。
- ③緊急時等のエレベーター専用操作。
- ④公衆電話、製氷機、料金回収時の機器操作。
- ⑤個人情報書類等の院内一時保管場所への運搬。
- ⑥病室等のカーテン交換、カーテンレール清掃および数量管理。
- ⑦給排水、給蒸配管等の詰まり抜き、漏れ修理等。
- ⑧車椅子の点検修理。
- ⑨照明器具ランプ、安定器交換。
- ⑩事務用品、電化製品等の軽修理。
- ⑪机、ロッカー等事務用品の運搬設置。
- ⑫患者搬送車、作業用自動車等の日常点検。
- ⑬ルーフドレンの点検清掃。
- ⑭各種扉の修理調整。
- ⑮吸排気扇、換気口および空調機吹出し口の点検・清掃（日常の清掃員の清掃業務を除く）
- ⑯諸設備検査、点検、工事の立会い等の施設管理業務の補助、その他施設課職員が行う作業の補助や軽微な補修作業。

上記以外の業務については甲乙協議の上、実施内容を決定するものとする。

## 7 夜間の施設管理

夜間の電気・機械設備の管理については病院の安全管理を主目的に行うこととし、病院の24時間体制部門への対応については、病院運営に支障を來さないよう設備の運転を行うこと。

(1) 24時間体制

各ナースステーション、救命救急センター、救急外来、手術部、検査部、放射線部、分娩室、新生児室、NICU・GCU、リカバリー室、その他緊急時に指示する部屋。

## (2) 防災装置

- ① 防災装置の監視及び記録。
- ② 緊急時及び非常時の連絡及び指示された事項の処置。
- ③ 緊急時及び非常時の病院の安全確保のための電気・機械設備の適正な運転及び危険回避の措置、保守管理。

## 8 保守定期点検業務等

次に掲げる設備機器について、法定点検を含む保守定期点検を建築保全業務共通仕様書、メカニカル仕様及び法令の規定に基づいて行うこと。また、測定等については法令等に基づいて実施すること。

### (1) 設備機器の保守点検

#### ① 自家用発電設備保守点検

消防法に基づき、自家用発電設備について点検仕様書に基づき、A点検（外観点検、機能点検、作動点検）とB点検（A点検及び総合点検）を各1回行うこと。

#### ② 排水処理、除害施設保守点検

排水処理、除害施設について技術点検、残滓等の除去処分、薬品の補充、処理水の検査等を次のとおり行うこと。

##### ア 技術点検（作動状況点検、制御盤点検、処理槽運転状況点検）

厨房・洗濯系排水、検査系排水 週1回

人工透析・解剖室排水、生活系排水 週1回

##### イ 水溶性異物、残滓除去処分（スクリーン設備等の洗浄、清掃）

##### ウ 薬品の補充（月1回）

厨房・洗濯系排水 対象外

検査系排水 NaOH 54kg/月（実績参考値）

人工透析・解剖室排水 次亜塩素酸ソーダ 17.5kg/月（実績参考値）

##### エ 水質検査（月1回）

厨房・洗濯系排水、人工透析・解剖室排水、生活系排水を3箇所で採取して分析すること。

#### ③ 直流電源装置保守点検

消防法に基づき、年1回整流器精密点検、蓄電池精密点検を行うこと。

#### ④ 井水、缶水、上水、水質検査

日常巡回点検及び水道法に基づく点検を1日1回行う。測定箇所の変更等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### ⑤ 空調用設備機器保守点検

定期点検及び保守を、「空調用設備機器保守点検業務仕様書」に基づき行うこと。また、フロン排出抑制法に基づく点検を実施すること。

#### ⑥ 自動ドア設備保守点検

定期点検及び保守を、「自動ドア設備保守点検業務仕様書」に基づき行うこと。

#### ⑦ 電力中央監視設備保守点検

定期点検及び保守を、「電力中央監視装置保守点検業務仕様書」に基づき行うこと。なお、空調用中央監視設備保守点検は、空調用設備機器保守点検に含

まれる。

(2) 法による測定、検査等

① 大気汚染防止法に基づく煙道排ガス測定

ボイラー排ガス（3式）、のばいじん（JIS Z 8808）、窒素酸化物（JIS K 0104）の測定を1年に2回実施すること。

② 建築基準法に基づく定期報告

特定建築物等定期調査 1回／2年（調査対象年：令和5年）

建築設備定期検査 1回／1年

防火設備定期検査 1回／1年

特定行政庁（四日市市）が指定する日までに検査を実施し、報告書を提出すること。

③ 水道法に基づく受水槽・高架水槽の清掃

「受水槽・高架水槽清掃点検業務仕様書」に基づき行うこと。

1回／1年（清掃対象月：7月）

④ 消防法に基づく地下貯蔵タンクの定期点検（漏洩検査）

「地下貯蔵タンク及び地下埋設配管漏洩検査業務仕様書」に基づき行うこと。

1回／1年（点検対象月：2月）

## 9 電気設備点検対応

(1) 年1回実施される電気設備点検において、実施日の前に予行演習を実施すると共に前日に各病棟などの仮設配線や仮設照明、仮設発電機の設置を実施する。点検終了後の片付けを実施する。

(2) 電気設備点検当日は電気設備遮断操作・復旧操作を実施すると共に病院設備（EV、高架水槽など）養生や復旧を実施する。

## 10 災害時、火災等の非常事態の場合における対処

(1) 火災等の非常事態を発見及び通報を受けた場合は、消防計画に基づき現場確認、初期消火、非常連絡等を警備員と連携をとり行動するものとする。

ア 初期消火が可能な場合は、自衛消防組織と協力し消火に努める。

イ 消防車が到着するまで患者等の避難誘導等に協力するものとする。

ウ 詳細は消防計画に基づき行う。

(2) 当医療センターは、県内唯一の基幹災害拠点病院であり、救命、救護に対する責任や使命を有し、被災患者の受け入れや治療にあたるため、非常時においては原則、勤務者が可能な限り登院すること。また、緊急事態の発生に備え、非常招集できる体制を整備すること。

## 11 書類の整理

(1) 次の書類等は常に取り出せるよう、整理しておかなければならない。またマニュアル、図面、台帳等は常に最新版としておくこと。

ア 本委託業務仕様書

イ 実施計画書

ウ 業務日誌

エ 日常巡視点検表

オ 事故、災害等の記録

カ 危機管理マニュアル、機器取扱書類

キ 設備台帳、図面

ク 各種記録表等

## **12 技術者等の服務規律**

業務を行うに当たっては、特に次の事項について留意しなければならない。

- (1) 業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 勤務時間中、統一された服装及び名札を着用し、設備管理技術者等であることを明瞭にするものとする。また、常に清潔な服装に努めるものとする。
- (3) 病院施設としての特殊性を十分認識し、言語、動作等に注意し、節度ある態度で設備管理業務に従事するものとする。なお、業務中における乙の責に帰するトラブルの解決については、乙において誠実に解決するものとする。
- (4) 常に規律を守り、互いに協力して服務に従事するものとする。
- (5) 業務に関連する中央監視室等を常に整理整頓し、清潔に保つよう心掛けるものとする。
- (6) 機材及び資材を丁寧に取り扱うものとする。
- (7) 人権、交通安全、その他甲の行う研修に積極的に参加し、自覚を持って行動しなければならない。

## **13 その他**

- (1) 必要となる感染症予防対策については乙の責により行うものとする。
- (2) 乙は、技術者等に教育研修を行い、技術者等の資質向上に努めなければならない。

## 日 常 巡 視 点 檢

電気設備

機 器 名	点 檢 項 目	点検周期		
		日	週	月
電線路	ケーブル	1 ヘッド、接続箱・分岐箱等接続部の過熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ 2 布設部の無断掘削 3 標識、他部との離隔距離		○ ○ ○
	電線及び支持物	1 電線と他の工作物、樹木との離隔距離 2 標識の状況		○ ○
	断路器	1 受けと刃の接触、過熱、変色、緩み 2 汚損、異物付着		○ ○
受変電	受電用変圧器	1 本体の外部点検 漏油、腐食、損傷、変形、温度、緩み、発錆、音響、振動、油量、汚損 2 付属装置の点検、動作状態、取付状態		○ ○
	計器用変成器	1 外部の損傷、亀裂、緩み、発錆、変形 2 汚損、漏油、温度、音響、ヒューズの異常		○ ○
	遮断器類	1 外観点検、汚損、過熱、ガス空気油漏れ、亀裂、発錆、損傷、異常音、異臭 2 各種圧力指示、点灯		○ ○
電設	母線	1 母線の高さ、弛み、他物との離隔距離、腐食、損傷 2 接続部分のクランプ類の腐食、損傷、過熱、緩み 3 硝子類支持物の腐食、損傷、変形、緩み		○ ○ ○
	避雷器	1 外部の損傷、亀裂、緩み、汚損		○
	配電盤(責任分界用開閉器の継電器を含む)	1 計器の異常、表示灯の異常 2 操作、切換え開閉器等の異常		○ ○
備	電力用コンデンサー・リアクトル	1 本体外部点検、汚損、漏油、音響、振動		○
	蓄電池 C V C F	1 液面、沈殿物、色相、極板湾曲、隔壁板、端子の緩み、損傷 2 充電装置の作動状態 3 電池の電圧、液温、比重		○ ○ ○
	受電設備全般	1 巡視点検	○	
配電	断路器 遮断器類	1 受けと刃の接触、過熱、変色、緩み 2 汚損、異物付着 3 外観点検、汚損、過熱、ガス空気油漏れ、亀裂、発錆、損傷、異常音、異臭 4 各種圧力指示、点灯		○ ○ ○ ○
	配電用変圧器	1 本体の外部点検 漏油、腐食、損傷、変形、温度、緩み、発錆、音響、振動、油量、汚損 2 付属装置の点検、動作状態、取付状態		○ ○
	その他の付属設備	1 必要により特定範囲のものについて行う		○
負荷設備	配電設備全般	1 巡視点検	○	
	電動機その他の回転機	1 運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況について注意する	○	
	照明設備	1 異音、不点灯、温度、臭気、過熱等に注意する。 2 不点灯管球の取替(取替時には器具の清掃を行う)	都 都	度 度
非常用発電装置	配線及び配線器具	1 開閉器の湿気、塵等の点検 2 器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適性及び緩み、過熱 3 配線移動電線の施設状態、他の工作物との離隔距離		○ ○ ○
	原動機関係	1 燃料系統及び貯油タンクからの漏油 2 機関の始動停止試験 3 始動用空気タンク圧力、バッテリー電圧等		○ ○ ○
	発電機関係	1 音響、回転、過熱、異臭、給油状況等に注意する		○
その他	配電盤	1 計器の異常、表示灯の異常 2 操作、切換え開閉器等の異常		○ ○
	避雷設備	1 外観の損傷の有無 2 硝子、支持物の破損の有無 3 アース線の接続状態の適否		○ ○ ○

その他	太陽光発電設備	1 外観の損傷の有無 2 支持物の破損の有無 3 発電状態の確認			○ ○○
-----	---------	--	--	--	---------

## 日 常 巡 視 点 検

空調設備－1

機 器 名	点 檢 項 目	点検周期		
		日	週	月
貢ボイラー	1 主蒸気圧力、温度、 2 自動制御装置の機能確認 3 ダンパー、ベーンの機能確認 4 ポイラ外部の汚れの有無 5 付属配管の損傷及び漏れの有無 6 保安装置（感振装置、）等の機能確認 7 ポイラ給水装置の機能確認	○ ○	○ ○○	○ ○○
熱源機器	1 蓄熱量 2 運転状態 3 冷温水温度 4 冷温水流量 5 冷水温度 6 冷水流量	○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○		
ガス配管及び付属装置	1 配管系統のガス漏れの有無 2 ガスマーテーの作動確認		○ ○○	
煙道及び煙突	1 外部損傷の有無 2 煙突下部の堆積物の有無			○ ○○
熱交換器及びストレージタンク	1 損傷、発錆、漏水の有無 2 水温、出頭圧、蒸気圧の指示値記録			○
パッケージ型空気調和機	1 温水または冷却水の出入口温度の適否 2 電流値の確認 3 異音、振動の有無 4 温度調節装置の機能確認及び調整 5 付属機器の損傷、腐食の有無 6 エアーフィルターの汚れの有無 7 冷却コイルの汚れの有無 8 各種配管損傷、漏水の有無 9 ドレンパンの損傷、汚れ、つまり等の有無		○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○	
空気調和機	1 エアーフィルターの汚れ、付着物、損傷の有無 2 湿度感知器の設定値の調整 3 ポリュームダンパーの調整 4 ケーシング部、保温材の損傷の有無 5 自動制御機器の機能の良否 6 空調機内部及びダクト内部の汚れの有無 7 各種自動弁の作動の良否 8 ドレンパンの汚れ、排水管のつまりの有無 9 コイル表面の汚れの有無		都	○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○

## 日 常 巡 視 点 検

空調設備一2

機 器 名	点 檢 項 目	点検周期		
		日	週	月
空気清浄装置及び加湿装置	1 異音の有無 2 噴射ノズル及びフラッティングノスルの噴射状態の良否 3 水槽の汚れ、腐食の有無 4 分布板、エリミネーターの汚れ、損傷の有無			○ ○ ○ ○
ファンコイルユニット	1 送風機の異音、振動の有無 2 コイル表面の汚れの有無 3 ドレンパンの汚れ、排水管のつまりの有無 4 エアーフィルターの汚れ、破損の有無 5 自動制御機器の機能の良否	都 都 都 都 都	度 度 度 度 度	度 度 度 度 度
中 央 集 塵 装 置	1 塵埃捕集状況の確認 2 バックフィルターの汚れの有無 3 電源部の機能確認			○ ○ ○
オ ー ト ロ ー ル 型 エ ア ー フ ィ ル タ ー	1 卷き取り装置（シャフト、ガイドロール、チェーン、ギヤー）の機能確認 2 差圧感知管の汚れの有無 3 自動制御機器の確認	都 都 都	度 度 度	度 度 度
冷 却 塔	1 水槽内の汚れ、腐食の有無 2 送風機の異常の有無 3 外観の損傷、発錆、腐食の有無 4 補給水用フロートバルブの機能の良否 5 充填材の破損、老化の有無 6 Vベルトの良否 7 軸受けの異常の有無		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
冷温水及び冷却水循環装置	1 コイル表面の汚れの有無 2 膨張タンク内外の腐食の有無 3 ポンプ電流値の確認 4 圧力計の指示値の確認 5 回転部の異常の有無（異音、異臭、過熱） 6 油量の適否 7 グランドからの滴下水量の適否 8 配管系の損傷、発錆、漏水の有無、バルブ機能の確認 9 蓄熱槽の水の汚れの有無			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
送 風 機 及 び 排 風 機	1 電流値の確認 2 羽根車、ケージングの汚れの有無 3 振動、異音、錆、腐食、ボルトの緩み等の有無 4 Vベルトの伸張度の適否 5 軸受温度の適否 6 厨房ダクトの油汚れの点検 7 厨房フード及びグリスフィルターの汚れの点検			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
風 道 及 び 付 属 装 置	1 風道の漏気の有無 2 ダンパーの機能確認 3 厨房ダクト・フード・グリスフィルター等の汚れの有無 4 吹き出し口、環気口の汚れの有無 5 空調換気扇、天井扇、有圧扇の汚れの有無			○ ○ ○ ○ ○

## 日 常 巡 視 点 檢

給排水衛生設備－1

機 器 名	点 檢 項 目	点検周期		
		日	週	月
受水槽及び高架水槽	1 槽内の堆積物及び汚れの有無 2 警報装置及び制御装置の作動確認 3 錫及び損傷の有無 4 ポールタップの及びFMバルブの作動確認 5 マンホールの施錠の有無 6 防虫網の取付け状態の良否		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
圧力ポンプ式給水設備	1 外観上の錫及び損傷の有無 2 圧力スイッチの作動状態の確認 3 水漏れの有無 4 ポンプ（給水ポンプに準ずる）		○ ○ ○	○ ○ ○
給水ポンプ	1 圧力、電流値による作動確認 2 異音、振動の有無 3 フード弁及びキャッチ弁の機能確認 4 油量の適否 5 グランドからの滴下水量の適否 6 ドレン排水状態の適否		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
貯湯槽	1 湯温、水頭圧、蒸気圧等の状況確認 2 水漏れ、損傷の有無 3 循環ポンプの圧力、電流値による作動確認 4 末端給湯栓による色、濁りの確認		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
薬液注入装置（防錫、塩素）	1 外観の損傷の有無 2 接続部からの液漏れの有無 3 液量の適否 4 異音、振動の有無	○	○ ○ ○	○ ○
湯沸器	1 ガス及び水漏れの有無 2 湯温、燃焼、排気状態の確認 3 湯量の適否 4 温度調節装置の作動確認		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
洗面・手洗機	1 亀裂損傷の有無 2 水栓及び接合部からの水漏れの有無 3 排水状態の良否		○ ○ ○	○ ○ ○
システムク及びフラッシュ弁	1 詰まりの有無 2 ポールタップの作動確認 3 水量確認 4 漏水の有無		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
大・小便器	1 亀裂損傷の有無 2 排水状態の良否 3 漏水の有無			○ ○ ○
排水水管	1 排水状態及び排水トラップの良否 2 漏水の有無			○ ○
汚雜排水水槽	1 害虫の発生状況 2 悪臭の有無 3 警報装置及び制御装置の作動確認 4 浮遊物及び沈殿物の有無 5 防虫網の取付け状態の良否 6 マンホールの密閉状態の良否			○ ○ ○ ○ ○ ○
ガス設備	1 ガス使用機器、配管からの漏れの有無 2 ガス感知器の外観確認			○ ○

## 日 常 巡 視 点 檢

給排水衛生設備－2

機 器 名	点 檢 項 目	点検周期		
		日	週	月
排 水 ポ ン プ 汚 水 ポ ン プ 雜 排 水 ポ ン プ 湧 水 ポ ン プ	1 圧力、電流値による作動確認 2 異音、振動の有無 3 キャッチ弁の作動確認 4 油量の適否		○ ○	○ ○
井 水 揚 水 設 備	1 圧力、電流値による作動確認 2 異音、振動の有無 3 フード弁及びキャッチ弁の機能確認 4 グランド部の滴下水量の適否 5 油量の適否 6 ドレン排水状態の良否		○ ○	○ ○ ○
地 下 水 膜 ろ 過 シ ス テ ム	1 水質検査（色、濁り、臭味、給水末端及びプラント内残留塩素濃度） 2 井水処理水量水器読みの記録 3 井水処理水の使用量の記録 4 システム全般の異常の有無 5 柵囲・施錠の異常の有無	○ ○ ○ ○ ○		

## 日 常 巡 視 点 檢

消防設備－1

機 器 名	点 檢 項 目	点検周期		
		日	週	3 月
消 火 器	1 定位置及び標識の確認、障害物の有無の確認 2 表示、標識の有無及び適否の確認 3 変形、損傷、腐食の有無 4 薬剤漏れ等の有無 5 指示圧力計の適否の確認 6 車輪の変形、損傷の有無			○ ○ ○ ○ ○ ○
消火栓設備（屋内・屋外）	1 バルブ類の漏れ及び開閉の確認 2 表示、標識の有無及び適否の確認 3 ホース及びノズルの格納状態の確認 4 表示灯の点灯確認 5 障害物の有無の確認			○ ○ ○ ○ ○
スプリングラー設備	1 バルブ類の漏れ及び開閉の確認 2 表示、標識の有無及び適否の確認 3 制御弁1次、2次側の圧力指示値の適否の確認 4 制御弁末端試験弁等の標識及び圧力値の確認			○ ○ ○ ○
泡 消 火 設 備	1 バルブ類の漏れ及び開閉の確認 2 表示、標識の有無及び適否の確認 3 制御弁末端試験弁等の標識及び圧力値の確認 4 薬剤タンクの損傷、漏液の有無			○ ○ ○ ○
連 結 送 水 管 設 備	1 送水口の変形、損傷の有無 2 消防自動車の接近障害物の有無			○ ○
防 火 水 槽	1 消防自動車の接近障害物の有無 2 標識の有無及び適否の確認 3 貯水量の適否の確認			○ ○ ○
ハロゲン化物消火設備	1 消火薬剤容器（起動用を含む）容器弁、開放装置及び各種配管・弁等の変形、損傷、腐食の有無 2 選択弁及び復帰ボタンの定位置の確認 3 操作箱表示灯の確認 4 保護板の損傷の有無及び適否の確認 5 各種表示、標識等の有無及び適否の確認 6 制御装置の各種スイッチの定位置の確認			○ ○ ○ ○ ○ ○
避 難 器 具	1 標識の有無及び適否の確認			○

## 目 當 巡 視 點 檢

消防設備－2

## 日 常 巡 視 点 檢

消防設備－3

機 器 名	点 檢 項 目	点検周期		
		日	週	3 月
非常用電源（蓄電池設備）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電池</li> <li>1 液量の適否</li> <li>2 電極板の変形、損傷、脱落の有無</li> <li>3 端子部の変形、腐食、締め付け、ボルトの緩みの有無</li> <li>4 架台の損傷、錆、腐食の有無</li> <li>・充電装置</li> <li>1 盤外観の損傷、汚損の有無</li> <li>2 表示灯類の点灯状態の確認</li> <li>3 异音、異臭の有無</li> <li>4 充電電圧、電流の適否の確認と記録</li> </ul>		○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
防火戸及び防火シャッター	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 周囲に作動障害となるものの有無を点検する</li> <li>2 汚れ、損傷、変形の有無及び取り付け状態を点検し、汚れを清掃する</li> </ul>			○ ○
非常用電源装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 器具の取り付け状態の良否</li> <li>2 器具外観の汚損、損傷の有無</li> </ul>			○ ○

## 空調用設備機器保守点検業務仕様書

三重県立総合医療センター空調用設備機器についての保守点検業務の大要を示すもので、この仕様書に記載のない事項であっても、発注者（以下「甲」という。）が保守上必要と認める作業は、受注者（以下「乙」という。）が実施するものとする。

1. 保守対象設備は、別表「設備機器一覧表」に掲げるものとする。
2. 保守点検業務の内容は、次のとおりとする。

### (1) 空調用設備機器

- ① 空調用設備機器点検仕様書に基づき、各機器の点検整備を毎月計画的に実施するものとする。

### (2) 中央管制装置 (savic-netEVmodel30)

- ① EV 基本サービス

専門技術員が保守点検作業を計画・実施し、常に信頼性の高い状態でシステムの維持管理を行う。システムの機能を最適な状態に各制御ソフトウェアプログラムの設定確認を行う。また、遠隔にてデータファイルセーブ、システム動作状況の確認を行い、システムの異常の早期発見を行う（データファイルセーブ／システム動作状況確認/月1回）。なお、寿命部品のうちシステム本体の冷却ファン、メモリ用バックアップバッテリ交換については、契約金額に含まれるものとする。（無停電電源装置バックアップバッテリは含まない）

遠隔診断 : 月1回

オンラインサイト点検 : 年1回

### (3) 热源・ローカル一般機器

- ① EV 基本サービス

年1回オンラインサイト点検及び、遠隔にて年4回制御動作点検（1週間／回）を専門技術員が計画・実施し、常に信頼性の高い状態でシステムの維持管理を行う。遠隔にて、リモートユニットのデータファイルセーブ、エラー履歴の保存・確認を行い、異常の早期発見を行う。なお、一品あたり10,000円未満の部品については、契約金額に含まれるものとする。

- ② 基本保守

年1回総合点検整備、巡回訪問を通じて専門技術員が信頼性維持のための保守業務を実施する。また、システムトラブルなど緊急時の要請に速やかに対応する。また、一品あたり5,000円未満の部品については、契約金額に含まれるものとする。

- ③ 簡易保守（ループ点検）

年1回ループ点検により制御系の状態をシステム的に判定し、不具合機器の特定・保守を行う。FCU制御においてメーカー付属品は保守対象外とするが動作不良時において不具合機器の特定を行う。

### (4) フィルター洗浄交換

- ① 1年に4回、プレフィルターの清掃・交換作業を実施する。

### (5) ファンコイル設備周辺の清掃

- ① ファンコイルフィルター交換時において床置きFCU吸い込み口周辺及び天カセファンコイル吸い込み口周辺の清掃を行う。また、吹き出し口周辺の過剰な汚れを発見した場合は清掃を行うものとする。

(6) 中・高性能フィルター交換

- ① 別紙「空調用エアーフィルター交換・点検仕様書（偶数年度）または（奇数年度）」を参照のこと。

(7) その他

- ① 乙は、業務遂行時に、故障・破損等機器の交換が必要と認める箇所を発見した場合は、直ちに甲に報告すること。また、その他工事等が必要となった場合は、仕様書等の作成に協力すること。
- ② 乙は、中央監視室が行う設備総合管理について、適切な助言を行うなど協力すること。
- ③ 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- ④ 乙は、業務実施後の清掃を行うものとする。
- ⑤ 乙は、甲から要請があったときは、24時間専門の技術者が不具合、機械故障操作方法の問い合わせを受け付け、対処方法等の助言を行い、迅速な対応を行うものとする。
- ⑥ 乙は、仕様書に定める委託業務が完了したときは、業務完了報告書2部を甲に提出しなければならない。

## 空調用エアーフィルター交換・点検仕様書（偶数年度）

三重県立総合医療センター空調用エアーフィルターについての交換・点検業務の大要を示すもので、この仕様書に記載のない事項であっても、発注者（以下「甲」という。）が保守上必要と認める作業は、受注者（以下「乙」という。）が実施するものとする。

1. 交換対象フィルターは別表「設備機器一覧表」に掲げるものとする。
2. 対象年度は以下の通りとする。
  - (1) 令和4年度、令和6年度
3. 交換・点検業務の内容は次の通りとする。
  - (1) CFU・AC・FU・排気ユニット系統は各現場確認の上、計画的に実施するものとする。
  - (2) 搬出入は現場担当者と打合せの上、速やかに行う。（交換品の置き場所に付き担当者の指示を受ける。）
  - (3) 交換時、設置物の移動をする場合、担当者確認の上障害のないよう行う。
  - (4) 交換時、塵埃の落下がないか確認の上速やかに行う。
  - (5) 交換後粉塵量の測定を行い、性能検査報告書を提出する。
  - (6) 交換後のフィルターは廃棄物の処理の法律ほか関係法規に遵守し、適正に廃棄処分する。（ただし、R I 放射性フィルターについては、甲が指定する院内保管場所に搬入すること。廃棄処分については、甲にて行う。）
  - (7) FU系統のフィルター交換は法令上指定の技術者が行う。

## **空調用エアーフィルター交換・点検仕様書（奇数年度）**

三重県立総合医療センター空調用エアーフィルターについての交換・点検業務の大要を示すもので、この仕様書に記載のない事項であっても、発注者（以下「甲」という。）が保守上必要と認める作業は、受注者（以下「乙」という。）が実施するものとする。

1. 交換対象フィルターは別表「設備機器一覧表」に掲げるものとする。
2. 対象年度は以下の通りとする。
  - (1) 令和5年度
3. 交換・点検業務の内容は次の通りとする。
  - (1) CFU・AC・FU・排気ユニット系統は各現場確認の上、計画的に実施するものとする。
  - (2) 搬出入は現場担当者と打合せのうえ、速やかに行う。（交換品の置き場所に付き担当者の指示を受ける。）
  - (3) 交換時、設置物の移動をする場合、担当者確認のうえ、障害の無いよう行う。
  - (4) 交換時、塵埃の落下が無いか確認の上うえ、速やかに行う。
  - (5) 交換後粉塵量の測定を行い、性能検査報告書を提出する。
  - (6) 交換後のフィルターは廃棄物の処理の法律ほか関係法規に遵守し、適正に廃棄処分する。
  - (7) FU系統のフィルター交換は法令上指定の技術者が行う。

## 自動ドア設備保守点検業務仕様書

### 1 対象設備

別表「設備機器一覧表」及び別紙平面図のとおり

### 2 業務内容

#### (1) 定期点検

定期点検報告書の内容に基づき、年2回点検を行う。

#### (2) 緊急保守

設備に異常または緊急故障が発生した場合は、速やかに修理、補修、調整等の作業を行う。その際の作業費、交通費、諸経費等は受注者（以下「乙」という。）の負担とする。

#### (3) 部品交換

定期点検及び緊急保守時に部品交換が発生した場合は、別途協議を行うものとする。

### 3 その他

(1) 乙は業務遂行上必要となる各種測定機器、工具、消耗品を用意し、その経費を負担する。

(2) 点検等の作業を行う場合は、病院運営に支障のないよう心掛け、実施日時及び内容について発注者（以下「甲」という。）の担当職員と充分打ち合わせ、事前に予定を提出すること。また、作業終了後は甲に報告書を提出し、履行の確認を受けること。

## 電力中央監視設備保守点検業務仕様書

### 1 対象設備

- (1) 中央監視装置 アズビル株式会社 savic-netFX2
- (2) リモート盤
- (3) 上記に付随する装置、設備一式

### 2 業務内容

- (1) 定期点検

メーカー定期点検報告書の内容に基づき、年1回点検を行う。

- (2) 緊急保守

設備に異常または緊急故障が発生した場合は、速やかに修理、補修、調整等の作業を行う。その際の作業費、交通費、諸経費等は受注者（以下「乙」という。）の負担とする。

- (3) 部品交換

定期点検及び緊急保守時に部品交換が発生した場合は、別途協議を行うものとする。

### 3 その他

- (1) 乙は業務遂行上必要となる各種測定機器、工具、消耗品を用意し、その経費を負担する。
- (2) 点検等の作業を行う場合は、病院運営に支障のないよう心掛け、実施日時及び内容について発注者（以下「甲」という。）の担当職員と充分打ち合わせ、事前に予定を提出すること。また、作業終了後は甲に報告書を提出し、履行の確認を受けること。

## 受水槽・高架水槽清掃点検業務仕様書

### 1 清掃・点検設備

- (1) 上水受水槽 - 森松工業ステンレスパネルタンク 有効容量 216,000L (2 槽計、1 槽当り 108,000L)、  
(屋外ポンプ室東) 1 槽当りの寸法 4,000×6,000×4,500H、耐震仕様 1G、マンホール φ 700mm、電極棒 4P×2、3P×2
- (2) 井水受水槽 - 床上コンクリートピット 2 槽式、有効容量 102,000L、電極棒 4P×2  
(屋外ポンプ室下部)
- (3) 上水高架水槽 - 三菱ヒシタンク SPCP、鋼板パネル(ナイロンコーティング)、中仕切付き、有効容量 60,000L、  
(搭屋 1 階機械室) 寸法 6,000×4,000×3,000H、耐震仕様 1.5G、マンホール 600□電極棒 5P×2
- (4) 井水高架水槽 - 三菱ヒシタンク SPCP、鋼板パネル(ナイロンコーティング)、中仕切付き、有効容量 40,000L、  
(搭屋 1 階機械室) 寸法 5,000×4,000×2,500H、耐震仕様 1.5G、マンホール 600□、電極棒 5P×2

### 2 注意事項

- ① 作業日程、作業内容について工程表・タイムスケジュールを作成・提出し発注者（以下「甲」という。）と打合せ、病院業務に支障のないよう心掛けること。  
作業日程は原則、7月の土曜日または日曜日で実施するものとする。  
また、作業に当たっては迅速・静粛を旨とすること。
- ② 作業員は定期的に健康診断を受けて、健康管理には十分注意すること。
- ③ 作業衣、作業道具など全て消毒済のものを使用すること。
- ④ 作業員は槽内に入る前に必ず手足を石鹼で洗い、消毒液で消毒し、また、貯水槽の外には消毒液の溶液を入れた容器を置き、作業員は長靴を消毒してから槽内に入ること。
- ⑤ 安全帽、ゴム長靴の着用、貯水槽内での火気の取扱い、電気器具の使用には十分注意すること。
- ⑥ 槽内の作業には換気に注意し、油等の異物をこぼしたりしないこと。
- ⑦ 作業中の危険負担は受注者（以下「乙」という。）が負うものとする。
- ⑧ 貯水槽清掃作業監督者講習会の課程を修了したものを作業責任者として選任すること。  
また、修了証の写しについては事前に提出すること。
- ⑨ 作業員は、赤痢菌、サルモネラ、病原性大腸菌 0157 の有無について半年以内に検査を受けた結果、陰性であった者とする。また、作業予定者及び検査結果については事前に提出すること。

### 3 作業手順

- ① 水槽より清掃し、揚水ポンプ及び移動式ポンプにて残水を排水すること。
- ② 槽内の沈殿汚泥物質、浮遊物質及び壁、パイプその他の付着物質の除去水洗い、排水すること。
- ③ 槽内付属機器の点検・手入れをすること。
- ④ 槽内壁面、床面の防水効果を点検すること。
- ⑤ 槽内の水洗い、排水を行い、消毒をすること。  
※井水高架水槽については、水垢洗浄剤を使用し清掃すること。
- ⑥ 槽内 3 回目の水洗い、排水をすること。
- ⑦ 槽内再消毒・水洗い・排水をすること。
- ⑧ 水張り、各種自動機器の作業点検をすること。
- ⑨ 受水槽と同様の手順で高架水槽を清掃すること。
- ⑩ 水槽への異物侵入防止の検査をすること。（防虫網・マンホールパッキン等の確認）

- ⑪ 作業完了検査を実施し、写真等を添付した完了報告書を提出すること。  
(清掃前・清掃後・清掃中・消毒状況・酸素測定結果等)
- ⑫ 各消毒には、有効塩素 50ppm 濃度の次亜塩酸ソーダ溶液を使用すること。
- ⑬ 業務終了後、上水、井水共に水質検査を実施し、検査成績書を完了報告書と併せて提出すること。
- ⑭ 車両、機材、人員を有効利用し、断水等が生じないよう、効率的かつ迅速な作業を実施すること。また、騒音等にも十分注意すること。
- ⑮ 電極棒の清掃は手作業で丁寧に行うこと。
- ⑯ 受水槽、高架水槽の槽外面の清掃も行うこと。

#### 4 その他

- ① 清掃前・清掃後の水抜き・充水作業におけるバルブ操作等は、原則として乙が対応するものとする。
- ② この仕様書に記載の無い事項等については、甲の指示に従い実施すること。

## 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管漏洩検査業務仕様書

三重県立総合医療センターの地下貯蔵タンク及び地下埋設配管漏洩検査に伴う業務の大要を示すもので、この仕様書に記載のない事項であっても、受注者（以下「乙」という。）は、発注者（以下「甲」という。）が必要と認める業務を委託金額の範囲内で行うものとする。

### 1 業務内容

消防法第14条の3の2の規定に基づき次の点検を実施するものとする。

- (1) 地下貯蔵タンク及び埋設配管の気相部に係る漏れの点検
- (2) 地下貯蔵タンク及び埋設配管の液相部に係る漏れの点検
- (3) 付帯設備の点検
- (4) 点検方法は、加圧試験又は微加圧試験による

### 2 履行期限

各年度2月に実施すること。

### 3 検査対象設備

- (1) 種別  
地下オイルタンク、配管
- (2) 貯蔵品目  
第4類 第2石油類（A重油）

- (3) 容量  
40,000リットル
- (4) 設置場所  
屋外

### 4 注意事項

- (1) 実施日時及び内容について甲の担当職員と充分打ち合わせ、事前に承認を受けること。
- (2) 業務を行う場合は、病院運営に支障のないよう心掛け、迅速かつ静粛な作業を行うこと。  
また、業務実施中の危険負担は乙が負うものとする。
- (3) 両者は、業務上知り得た一切の秘密について、第三者に漏らしてはならない。

### 5 完了報告書等の提出

- (1) 作業完了後、写真等を添付した完了報告書を提出すること。
- (2) 実施結果報告書及び点検実施データ表を完了報告書と併せて提出すること。

### 6 その他

この仕様書に記載の無い事項等については、甲の指示に従い実施すること。